

林業に係る所得金額の計算書 記載の手引き

《令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用》

この計算書は、鳥取県に主たる事務所又は事業所を有する法人のうち、地方税法（以下「法」という。）第72条の4第2項第1号に規定する林業と所得等課税事業など複数の事業を併せて行う法人が作成し、法人事業税の確定申告書及びこれに係る修正申告と併せて提出してください。

※ この計算書でいう「林業」とは、地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）（以下「取扱通知」という。）第3章2の2に定めるものであり、受託事業（作業受託等）に基づく収入は含まれません。これに該当する事業（非課税事業）と所得等課税事業など複数の事業を併せて行い、共通経費等、区分が困難なものがあるときはこの計算書により所得金額を計算して提出してください。

<所得計算書の提出が必要な場合>

- ・法第72条の4第2項第1号及び取扱通知第3章2の2に定める非課税事業と所得等課税事業など複数の事業を併せて行っており、共通経費等の区分が困難なものがある場合

<所得計算書の提出が不要な場合>

- ・非課税事業のみを行っている場合
- ・法第72条の4第2項第1号及び取扱通知第3章2の2に定める非課税事業と所得等課税事業など複数の事業を併せて行っているが、共通経費等の区分が困難でなく、全ての収入及び経費について区分経理されている場合

【参考】

○林業の範囲

林業とは、土地を利用して養苗、造林、撫育及び伐採を行う事業をいうのであるが、養苗、造林又は撫育を伴わないで、伐採のみを行う事業は含まれないものであること。したがって、伐採のために立木を買い取ることを業とする者はいかなる意味においても林業に該当しないものであること。また、林業はしいたげ栽培、うるし採取等のいわゆる林産業とはその範囲を異にするものであること。【取扱通知 第3章 2の2】

○非課税分の所得金額の計算

非課税事業、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人で共通経費等の区分の困難なものについては、便宜上これをそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によって按分して算定するものとする。また、その経理を区分することが困難であるものについては、それぞれの事業を通じて算定した付加価値額の総額又は所得の総額若しくは欠損金額若しくは個別欠損金額をそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によって按分してそれぞれの事業に係る付加価値額又は所得を算定することが適当であること。【取扱通知 第3章 4の8の4】

確定申告書（修正申告書）に添付する書類

- 所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）※この計算書の提出が不要な場合も添付してください。
- 林業に係る所得金額の計算書
- 法人税申告書別表四の写し
- 決算書（貸借対照表・損益計算書）※この計算書の提出が不要な場合も添付してください。
- 雑益、雑損失等の内訳書（任意様式）
- 欠損金額及び災害損失金の控除明細書（第6号様式別表9）※欠損金の繰越額がある場合に添付
- 課税標準の分割に関する明細書（第10号様式）※分割法人のみ添付
- 該当する所得金額の内訳書

※林業に係る所得金額の計算書の「土地譲渡益等⑥」欄への計上がある場合に添付

〈1. 収入金額の明細〉の記載方法

「非課税事業の収入金額」欄	<p>日本標準分類の〔大分類A－農業, 林業〕の〔中分類02－林業〕の〔021－育林業〕に該当する事業に係る収入金額を記載してください。</p> <p>(1) 撫育期間が概ね10年以上の原木・立木売上額 (2) 自社造林苗木の売上額 (3) 造林交付金、造林補助金収入額等の育林事業に直接交付される補助金 (4) 分収林契約による収入 (5) 原木・立木の損失補償費</p> <p>※「素材生産業」、「林業サービス業」及び「その他の林業」に該当する事業に係る収入金額及び(1)から(4)に該当する事業であっても受託事業による収入金額である場合は、「課税事業の収入金額」欄に記載してください。</p>
「課税事業の収入金額」欄	<p>(1) 撫育期間が概ね10年未満の原木・立木売上額 (2) 作業受託料、販売受託料 (3) 林産物(きのこ・果樹等)の売上額</p>
「その他の収入金額」欄	<p>上記以外の事業に係る収入金額を記載してください。 (その他の事業に係る売上額、施設・設備・土地利用料、電柱等敷地料、利子等及び配当等の収入のうち法人税法第23条(受取配当等の益金不算入)の規定により益金に算入されない部分以外の金額、償却資産売却益のうち取得価額を超えた部分の金額、還付加算金等)</p>
「総収入金額④」欄	<p>上記の欄の合計で、当該事業年度において収入すべき一切の金額(収入する権利の確定したものをいう)を記載します。</p>

- ※ 「所得の金額の計算に関する明細書」(法人税法施行規則別表4)により加算又は減算した収入金額は、損益計算書の収入科目の区分に従い、「別表4加算」欄又は「別表4減算」欄にそれぞれ記載してください。収入金額のみを考慮するため、損金不算入(役員報酬、交際費、法人税等)については、別表4で加算減算が生じても記載の必要はありません。
- ※ 課税事業と非課税事業とに共通する収入金額で事業ごとの収入金額の区分が困難なものについては、区分が明瞭なそれぞれの事業ごとの収入金額によって按分した金額を「非課税事業の収入金額」欄、「課税事業の収入金額」欄にそれぞれ記載してください。

※ 次の収入は〈1. 収入金額の明細〉(総収入金額)に含めないでください。

受取配当等	<p>受取配当等のうち、法人税法第23条(受取配当等の益金不算入)の規定により益金に算入されない金額</p>
経費の戻入等	<p>(1) 各種引当金及び準備金の益金算入額等経費の戻入に相当する収入 (2) 一度経費として支出した後、当該経費が過大であるため払い戻されたことによる収入 例1: 租税の還付金(還付加算金はその他の収入に含めます。) 例2: 償却資産の売却益 ※ただし、取得価額を超えた部分は、その他の収入に含めます。 (3) 従業員(役員を含みます。)(以下「従業員等」といいます。)の福利厚生としての経費にあてるため従業員等から徴収している収入 例: 従業員等の社宅・寮等の使用料収入及び食事代収入 (4) 益金の額に算入した仕入割戻額 (5) 補助金等(法人税の所得の算定上損金算入が認められる補助金等、並びに国又は地方公共団体若しくはこれらに準ずる公的機関(国又は地方公共団体が出資している公共法人・公益法人等に限り。))から収入した施設整備に関する助成金、雇用に対する補助金、借入に対する助成金等 ※ただし、上記「非課税事業の収入金額」欄(3)に記載のある補助金を除きます。また、業務の対価として支払われる補助金は、その他収入に含めます。 (6) 保険満期又は解約戻戻金 ※ただし運用益がある場合は、その部分をその他収入に含めます。 (7) 生命保険金又は損害保険金のうち、事故当事者等又は当該親族等へ支払った金額及び圧縮損等により収益に反映しない金額(損害保険金及び物的な損害の賠償金が、補修費用等実費相当額を超える金額、休業補償・所得補償等の保険金は、その他収入に含まれます。) (8) 債務免除益</p>
益金に計上した消費税の額⑤	<p>還付された消費税額はその他の収入に含みません。 ⑤税抜経理方式で、仮受消費税から仮払消費税を差し引いた金額より簡易課税制度を適用した場合の消費税の額が少ない場合には、その差額は益金に算入されますが、この場合の益金に算入した金額は、その他の収入に含めます。</p>
土地譲渡益等	<p>「土地譲渡益等⑥」欄に記載する額</p>

〈 2 . 課税所得金額の計算〉 の記載方法

「総所得等⑤」欄	「所得金額に関する計算書」(地方税法施行規則第6号別表5。以下「第6号様式別表5」という。)の「再仮計⑱」欄の金額を記載してください。 なお、当該金額が欠損金額である場合には、当該金額に△印を付して記載してください。
「土地譲渡益等⑥」欄	総所得金額の計算上、益金又は損金の額として計算した「土地譲渡益等」がある場合は、次により「土地譲渡益等⑥」欄の金額を算定してください。 土地譲渡益等⑥＝ 土地の譲渡収入 － (取得費及び譲渡費用) また、有価証券売却損益、営業権の譲渡、贈与、寄付金、受贈益及び寄贈等の非課税事業とは無関係の収入がある場合、軽微なものを除き、土地譲渡益等と同様の取扱いをします。
「課税標準の基礎となる総所得等⑦」欄	⑤の欄の金額から⑥の欄の金額を減算した金額を記載してください。
「非課税事業の収入金額 (①) ⑧」欄	①の欄の金額を記載してください。
「総収入金額 (④) ⑨」欄	④の欄の金額を記載してください。
「非課税分の所得金額等 (⑦×⑧/⑨) ⑩」欄	⑦の欄の金額に⑧の欄の金額を乗じた金額を⑨の欄の金額で除した金額を記載してください。 なお、この欄に記載すべき金額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げ(欠損金額の場合は切り捨て)た額を記載してください。また、⑩の欄の金額は、第6号様式別表5の「林業に係る所得⑲」欄に転記してください。
「当期分の所得金額等 (⑤－⑩) ⑪」欄	⑤の欄の金額から⑩の欄の金額を減算した金額を記載してください。
「繰越欠損金額又は災害損失金額の当期控除額⑫」欄	前10年以内の繰越欠損金額又は災害損失金の当期控除額を記載してください。(会社更生法等による債務免除益があった場合の欠損金の当期控除額を含みます。)なお、この欄への計上がある場合は、第6号様式別表9を添付してください。
「課税標準となる所得金額等 (⑪－⑫) ⑬」欄	⑪の欄の金額から⑫の欄の金額を減算した金額を記載してください。